

## 新地町復興推進協議会規約

### (設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び同条第9項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた当該復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、新地町復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。  
2 町は、必要があると認めるときには、前項に規定する者のほか、法第13条第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。  
3 町は、法第13条第5項各号に掲げる者であつて協議会の構成員以外の者から自己を協議会の構成員として加えるよう申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。  
(1) 法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業（以下「復興特区支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の変更に関すること  
(2) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等に関すること  
(3) 復興特区支援貸付事業を内容とする復興推進計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関間の調整に関すること  
(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は新地町副町長をもって充て、副会長は町企画振興課長をもって充てる。  
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
4 会長及び副会長の任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議会解散)

第6条 協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、新地町企画振興課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成25年7月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月17日から施行する。

別表（第2条関係）

|     |
|-----|
| 新地町 |
| 福島県 |